

川内1号機
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名及び反映内容(基本設計方針含む)
24	コメント回答資料(No.16別紙)	排気中の放射性物質の監視設備を設工認申請対象とすることの要否について、既設の焼却炉等では監視設備が設工認対象となっていることを踏まえて説明すること。	別紙の説明資料にてご説明する。	—
29	補足説明資料8	補足説明資料中に、WCBの火災防護設備が消防法施行規則20条に基づいた設計であること、開口部があること等を明記すること。	拝承。補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
30	補足説明資料8	連結送水管への高圧での給水時に屋内消火栓を使用した場合、屋内消火栓設備への悪影響はないか。屋内消火栓に対して悪影響がある場合には、屋内消火栓の運用として、連結送水管使用時は屋内消火栓を使用しない旨を規定する方針を追記すること。	屋内消火栓に高圧(最大使用圧力1.5MPa)で給水される場合でも、屋内消火栓の止水弁直近に設置される自動調整弁により屋内消火栓の使用圧力以下に減圧されることにより、屋内消火栓に悪影響がない。以上の内容について、補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
31	補足説明資料8	屋内消火栓について、各消火栓がカバーすべきエリアにホースを展張できるよう、必要な箇所にホース等を設置する方針を明記すること。	拝承。補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
32	補足説明資料8	ハロン放出エリアに、避圧口を設置するか。設置する場合、ハロン放出時に避圧口からの減圧により放射性物資の閉じ込め機能に影響がないことを示すこと。	ハロン消火設備については、消防法施行規則20条に基づいた設計としており、廃棄物搬出設備にて使用する消火剤ハロン1301は、消防法施行規則20条にて避圧口が要求される消火剤でないため、避圧口は設置しない設計とする。	—
33	補足説明資料8	ハロン放出エリアの出入口に設置される扉は常時閉鎖式の防火戸か確認すること。	ベイヤエリア(ハロン放出エリア)の出入口には、扉又はシャッターが5箇所設置されている。計5箇所のうち3箇所の扉は、常時閉鎖式防火戸を設置し、残りの2箇所については、スチール製の扉とシャッターを設置する。 スチール製の扉及びシャッターについては、通常時「閉」とし、以下の運用とする。 扉については、休日・夜間等、廃棄物搬出建屋に人がいない時間帯には、施錠管理とする。シャッターについては、ベイヤの点検時に使用するものであり、通常は、施錠管理とする。 以上の内容について、補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
34	コメント回答資料(No.24、34別紙)	試料採取装置について、警報機能を付加しないことの方を、設工認申請書の適切な項目(例えば添付資料14)において説明すること。	拝承。警報機能を付加しないことの方(別紙参照)を添付資料14に追記し補正する。	添付資料14(放管用計測装置)